

平成27年(2015年)11月 4日

入札参加資格者名簿(建設工事)

登録業者 各位

宝塚市総務部契約課

建設工事の入札に係る社会保険等加入の要件化について

みだしのことについて、国においては、従前から建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等から社会保険未加入対策に取り組んでおり、さらに、平成26年8月からは法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境を構築する観点から社会保険未加入業者の排除についての措置を開始し、平成29年度までの達成を目指しています。

本市においても、この主旨を踏まえ、社会保険等の未加入対策について、以下のとおり取り扱うこととしますのであらかじめご承知ください。

今後、本市の建設工事における入札参加審査申請を希望する事業者で、社会保険等が未加入の事業者におかれましては、以下のことにご留意いただくとともに、早期に社会保険等加入手続きを行われますようお願いいたします。

平成28年7月1日以降の建設工事の入札参加資格審査申請について

平成28年5月に受付を開始する「平成28・29年度(2016・2017年度)宝塚市入札参加資格審査申請(建設工事)」からは、「社会保険等に参加していること」を資格要件としますので、当該要件を満たしていないときは入札参加登録ができなくなります。

社会保険等の加入状況は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「経営事項審査結果通知書」という。)の写しの記載項目により確認します。

経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄に1つでも「無」がある場合は、社会保険未加入業者とみなします。(3つの欄全てが「有」又は「除外」の場合は加入業者とみなします。)

なお、経営事項審査の総合評定値通知書の通知日の後に社会保険(「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の全て)に参加している場合は、それを証明できるものとして、「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項書類確認(申請)書(年金事務所発行)」及び「雇用保険適用事業所設置届事業主控(公共職業安定所発行)」の写しの提出により、入札参加登録申請受付期間内にその確認ができる場合に限り、申請受付可とします。

問い合わせ先 宝塚市総務部契約課 0797-77-2008 Fax0797-72-1419